

小郡市競争入札参加資格審査申請要領(電子申請)【随時】

(市内業者・物品購入・役務提供関係)

小郡市が発注する物品の購入及び役務の提供等(建設工事・測量・建設コンサルタント等業務を除く。)に係る競争入札に参加を希望する方は、次の要領により競争入札参加審査申請システムより申請してください。

記載内容が事実と異なるものであると判明したときは、厳正な措置を取りますのでご注意ください。
また、この申請の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに変更申請をおこなってください。

記

- 1 対象者 市内に主たる営業所を有する者
- 2 入札参加資格有効期間 資格有効日～令和9年9月30日(申請日の翌々月より有効)
- 3 次回定期受付予定 令和9年6月予定
- 4 提出方法 競争入札参加審査申請システムより申請

【ホームページURL】

<https://www.e-cydeen-saas.sus.fwd.ne.jp/uketsukea/#/uketsuke/accepterTopMenu?id=0640068006000640>

※電子申請に変更しています。紙による申請は受理いたしません。

- 5 問い合わせ先 〒838-0198 小郡市小郡255番地1
小郡市役所 経営政策部 財政課 契約・管財グループ
TEL 0942-73-9108
小郡市HP <http://www.city.ogori.fukuoka.jp/>

I. 申請者の資格

小郡市内に本店を置き、本要領別紙に掲げる業種を事業として営む法人又は個人。ただし、次に該当する者を除く。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 国税(法人税又は所得税・消費税及び地方消費税)、県税(事業税)、市町村税を完納していない者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内において市長が定める期間を経過しない者
- (4) 営業を行うにあたって、法令の規定により官公庁等の許可又は認可等を必要とする場合において、当該許可又は認可を受けていない者
- (5) 競争入札参加資格審査申請書及びその添付書類に虚偽の記載をした者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員であるもの

<参 考>

地方自治法施行令第167条の4第2項各号

- ① 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
- ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき
- ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
- ④ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
- ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
- ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき
- ⑦ 前各号の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

Ⅱ. 提出書類

以下に掲げる書類（書類番号１～１３）を、競争入札参加審査申請システムの添付ファイルアップロードより貼付すること。

１２以外はすべてPDFファイルに変換してアップロードすること。

アップロードは、１保管場所に１ファイル（５メガバイト）までとなっています。複数ファイル（５メガバイト）までとなっています。

提出書類一覧

書類 番号	提出書類	指定用紙	備 考
１	競争入札参加資格審査申請書	物－１ 市内	指定様式を使用のこと ※要押印
２	資格証明書・許可書等及び 代理店証明書・特約店証明書 I S O 認 証・プライバシーマーク登録証等		必要がある場合 通知書の写でも可
３	営業所一覧表	物－２ の １	自社様式可 <u>（個人業者は不要）</u>
４	事務所等写真	物－２ の ２	自社様式可 市内業者のみ ※要カラー
５	使用印鑑届	物－３	指定様式を使用のこと ※要押印
６	技術者経歴書	物－４	必要がある場合。自社様式可。ただし様式 の項目を満たしていること
７	印鑑証明書		提出日を基準に３ヵ月以内に発行されたもの
８	納税証明書		提出日を基準に３ヵ月以内に発行されたもの
９	登記簿謄本・身分証明書		法人業者は登記簿謄本を提出 個人業者は身分証明書を提出 提出日を基準に３ヵ月以内に発行されたもの
１０	財務諸表		直前２年間分 法人業者は、損益計算書・貸借対照表 個人業者は、決算書（収入内訳書）又は所得 税確定申告書
１１	誓約書（入札参加資格審査用）	物－５	指定様式を使用のこと ※要押印
１２	役員等調書及び照会承諾書 （入札参加資格審査用）	物－６	指定様式を使用のこと ※EXCELファイルとPDFファイル（実印あり）を両方添付すること。
１３	業者登録カード（物品役務）	物－７ 表 物－７ 裏	指定様式を使用のこと

Ⅲ. 提出書類の記入要領

- 1 競争入札参加資格審査申請書（物－１市内）
 - （１） 申請書の申請者は本社の代表者とし、ここに押印する印鑑は実印を使用すること。
 - （２） 支店等へ年間委任を行う場合は、委任先に関する事項を必ず記入すること。
 - （３） 会社名及び代表者名には必ずふりがなを付けること。
 - （４） 当市が当該申請書に関する問い合わせを行う場合の連絡先を記入すること。
- 2 資格証明書・許可書等及び代理店証明書・特約店証明書・ＩＳＯ認証・プライバシーマーク登録証等
 - （１） 営業をおこなうにあたって、法律・条例等により、資格・許可・届出等を必要とする場合は、その資格証明書・許可書等の写しを必ず提出すること。
 - （２） メーカー等との代理店契約・特約店契約がある場合は、代理店証明書又は特約店証明書の写しを提出すること
 - （３） ＩＳＯ９００１・ＩＳＯ２７００１・プライバシーマークを取得している場合はそれぞれの登録証等のコピーを添付する事
- 3 営業所一覧表（物－２の１）（個人業者は不要）
 - （１） 自社様式可。ただし、営業所名、所在地、ＴＥＬ、ＦＡＸは必ず記載すること。
- 4 事務所等写真（物－２の２）
 - （１） 小郡市に本社又は支店等を有する場合提出すること。
 - （２） 自社様式可。事務所外観（全景で社名の確認が出来る看板等が確認できるもの）及び事務所内部（専用の営業スペースを有し、机、電話、ＦＡＸ、什器等が備わっていることが確認できるもの）
- 5 使用印鑑届（物－３）
 - （１） 入札・契約等の際に使用する印鑑を押印すること。
 - （２） 代理人を置いた場合（支店長等に委任する場合）は、委任状の受任者印と同一であること。
 - （３） 法人で丸印に会社名・代表者（受任者）名が含まれる場合は丸印のみを押印（使用）すること。
 - （４） 個人の場合は、会社印（角印）は使用しないこと。
 - （５） 届出者は代表者とし、実印を押印すること。
- 6 技術者経歴書（物－４）
 - （１） 物品納入に係る業種のみを希望される方は、提出の必要はありません。
 - （２） 業務を行うにあたって資格を有する技術者が必要な場合は提出すること。
 - （３） 業務を行うにあたって技術者として使用する者を記入すること。
 - （４） 様式の項目をすべて満たしていれば、自社様式可。
- 7 印鑑証明書
 - （１） 本社（本店）代表者印の印鑑証明書の写しを提出すること。

8 納税証明書（未納、滞納のないことの証明書）

- (1) 国税は、法人税（個人経営は所得税）、消費税及び地方消費税に未納税額のない証明書。税務署の指定様式「納税証明書その3の3（個人経営は、その3の2）」を使用すること。
- (2) 都道府県税、市町村税は、未納（滞納）税額のないことの証明書。
- (3) 証明書発行機関が納税を確認できるまで10日～2週間程度かかる場合があります。その場合、小郡市では領収書を窓口へ提示すれば証明書を発行することが出来ます。
- (4) 委任がある場合の都道府県・市町村税は受任地のものを提出すること。
- (5) 国税、県税及び市税を完納していない場合、申請を受理できません。

納税証明書

税 種		証明書 発行所	市内申請者		
			法人	個人	備 考
国 税	法人税	所轄税務署	○		未納税額のない証明
	所得税			○	
	消費税及び地方消費税		○	○	
県 税	法人事業税	都道府県税 事務所	○		未納税額のない証明
	個人事業税			○	
市 町 村 税	法人市民税	市町村役場	○		未納税額のない証明 （滞納のない証明）
	市県民税		○	○	
	固定資産税		○	○	
	軽自動車税		○	○	
	国民健康保険税			○	

☆国税納税証明書は国税庁オンライン請求を利用できます。

交付請求はこちらhttp://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm

9 登記簿謄本・身分証明書

- (1) 法人は登記簿謄本（登記内容の全部証明書）の写し、個人は本籍のある市町村発行の身分証明書の写しを提出すること。

10 財務諸表

- (1) 直前2年分の財務諸表（損益計算書と貸借対照表）の写しを提出すること。
- (2) 財務諸表がない個人の場合は、直前2年分の決算書（収支内訳書）の写し又は所得税確定申告書（住民税申告書）の写しを提出すること。

11 誓約書（入札参加資格審査用）（物－5）

- (1) 誓約者は本社の代表者とし、ここに押印する印鑑は実印を使用すること。

1 2 役員等調書及び照会承諾書（入札参加資格審査用）（物－6）

- （1） 法人にあっては、登記事項証明書に記載されている役員（代表者及び監査役を含む。）の方全員について、記載すること。
- （2） EXCELファイルとPDFファイル両方を添付すること。 承諾者は本社の代表者とし、ここに押印する印鑑は実印を使用すること。（実印はPDFファイルのみとする。）

1 3 業者登録カード（物品役務）（物－7）

- （1） 指定ファイルと一緒に綴らず、別に提出すること。
- （2） 登録業種は、物品と役務あわせて10業種まで登録できる。
- （3） 登録業種については、業種及び業種別年間平均実績高を必ず記入すること。
- （4） 登録業種欄の業種名は、【別紙 物品役務競争入札参加希望業種一覧】と一致すること。
- （5） 年間平均実績高及び業種別年間平均実績高は、直前2年の平均とすること。
- （6） 常勤職員数については、申請日時点の常勤職員の実数を記入すること。
- （7） ISO9001、ISO27001・プライバシーマークの認証を受けているものに丸で囲むこと。
- （8） 裏面の直前2年間（令和6年4月～令和8年5月契約）の主な物品納入及び業務履行実績には、特にアピールしたい実績を選択して入力すること。指名競争入札の際は、この実績を指名業者選定の資料として利用します。

IV. 注意事項

- 1 書類に不備がある場合は、受付できません。再提出の場合は別途指定する期限までに提出すること。
- 2 日付のある様式にはすべて日付を記入すること。
- 3 納税証明書・登記簿謄本・身分証明書・印鑑証明書は、提出日を基準に3ヶ月以内に発行されたものであること。
- 4 申請事項に変更が生じた場合には、競争入札参加審査申請システムより申請すること。